参考資料

令和2年3月6日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料 (令和2年2月26日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

	ペーシ	ン
1	魚介類行商等に関する条例 新旧対照表	
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
3	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例関連の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
4	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表・・・・・・・・ 11	
5	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	
	新旧対照表・・・ 13	
6	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例関連の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

1 魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)新旧対照表

改 正	現 行
(営業の許可)	(営業の許可)
第3条 (略)	第3条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 第1項の許可の有効期間は、次の各号に掲げる営	5 第1項の許可の有効期間は、5年を下らない期間
業の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間	(許可を受けようとする者が、 <u>5年未満</u> の期間を付
(許可を受けようとする者が、 <u>当該期間未満</u> の期間	して申請する場合は、その期間を超えない期間)
を付して申請する場合は、その期間を超えない期	で別に知事が定める。
間)で別に知事が定める。	
(1) 魚介類行商、魚介類加工業(魚介類を食品に加	
工するものを除く。) 及び発酵乳等販売業 令和	
3年11月30日	
② 魚介類加工業(魚介類を食品に加工するものに	
限る。) 今和6年5月31日	

2 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表

改 正			現 行		
第1条~第3条 (略)			第1条~第3条 (略)		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1~59 (略)	(略)		1~59 (略)	(略)	
59の2 動物の愛護及び管理に	(略)	İ	59の2 動物の愛護及び管理に	(略)	
関する法律(昭和48年法律第			関する法律(昭和48年法律第		
105号。以下この項において			105号。以下この項において		
「法」という。)、動物の愛			「法」という。)、動物の愛		
護及び管理に関する法律施行			護及び管理に関する法律施行		
規則(平成18年環境省令第1			規則(平成18年環境省令第1		
号。以下この項において「省			号。以下この項において「省		
令」という。)及び神奈川県			令」という。) 及び神奈川県		
動物の愛護及び管理に関する			動物の愛護及び管理に関する		
条例(昭和54年神奈川県条例			条例(昭和54年神奈川県条例		
第35号。以下この項において			第35号。以下この項において		
「条例」という。)に基づく			「条例」という。)に基づく		
次の事務			次の事務		
(1)~(9) (略)			(1)~(9) (略)		
(10) 法第16条第1項(法 <u>第</u>			(10) 法第16条第1項(法 <u>第</u>		
<u>24条の4第1項</u> において準			<u>24条の4</u> において準		
用する場合を含む。)の規			用する場合を含む。)の規		
定により、廃業等の届出を			定により、廃業等の届出を		
受理すること。			受理すること。		
(11)・(12) (略)			(11) • (12) (略)		
(13) 法第21条の5第2項の			(新設)		
規定により、動物の種類ご					
との数等の届出を受理する					
<u>こと。</u>					
(14) (略)			<u>(13)</u> (略)		
<u>(削除)</u> 			(14) 法第22条の6第2項の		
			規定により、犬猫等の種類		
			ごとの数等の届出を受理す		
(15) 计签22条の6			<u>ること。</u> (15)		
(15) 法 <u>第22条の6</u> の 規定により、犬猫等販売業			(15) 法 <u>第22条の6第3項</u> の 規定により、犬猫等販売業		
及たにより、八畑寺販元来 者に対し、獣医師による検			一		
名に対し、飲医師による快 案を受け、検案書等を提出			ないし、		
************************************			来で支り、 (快采音等を促出 すべきことを命ずること。		
(16) 法第23条第1項(法第			(16) 法第23条第1項(法第		
24条の4第1項において準			100 仏界20米男子気(仏鬼) 24条の4 において準		
用する場合を含む。)の規			用する場合を含む。)の規		
定により、第一種動物取扱			定により、第一種動物取扱		
業者(同項において準用す			業者(同条において準用す		
		Ш	<u> </u>		

改 正 現 行

る場合にあっては、第二種動物取扱業者。(20)において同じ。)に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

- (17) (略)
- (18) 法第23条第3項(法第 24条の4第1項において準 用する場合を含む。)の規 定により、法第23条第1項 (法第24条の4第1項にお いて準用する場合を含 む。)又は第2項の規定に よる勧告を受けた者がその 勧告に従わなかった旨を公 表すること。
- (19) 法第23条第4項(法第 24条の4第1項において準 用する場合を含む。)の規 定により、法第23条第1項 (法第24条の4第1項にお いて準用する場合を含 む。)又は第2項の規定に よる勧告を受けた者に対 し、その勧告に係る措置を とるべきことを命ずるこ と。
- (20) 法第24条第1項(法第 24条の4第1項において準 用する場合を含む。)の規 定により、第一種動物取扱 業者に対し、必要な事項に 関し報告を求め、及び職員 に第一種動物取扱業者の事 業所等に立ち入り、飼養施 設等を検査させること。
- (21) 法第24条の2第1項の 規定により、第一種動物取 扱業者であった者に対し、 動物の不適正な飼養又は保 管により動物の健康及び安 全が害されること等を防止 するため必要な勧告をする

る場合にあっては、第二種動物取扱業者。(18)において同じ。)に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(17) (略) (新設)

- (18) 法第23条第3項(法第 24条の4 において準 用する場合を含む。)の規 定により、法第23条第1項 (法第24条の4 において準用する場合を含む。)又は第2項の規定によっ。 よる勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置を とるべきことを命ずること。
- (19) 法第24条第1項(法<u>第</u> 24条の4 において準 用する場合を含む。)の規 定により、第一種動物取扱 業者に対し、必要な事項に 関し報告を求め、及び職員 に第一種動物取扱業者の事 業所等に立ち入り、飼養施 設等を検査させること。

(新設)

改正	現 行
<u>こと。</u>	
(22) 法第24条の2第2項の	(新設)
規定により、同条第1項の	
規定による勧告を受けた者	
に対し、その勧告に係る措	
置をとるべきことを命ずる	
<u>こと。</u>	
(23) 法第24条の2第3項の	(新設)
規定により、第一種動物取	
扱業者であった者に対し、	
必要な事項に関し報告を求	
め、及び職員に第一種動物	
取扱業者であった者の飼養	
施設を設置する場所等に立	
ち入り、飼養施設等を検査	
<u>させること。</u>	
<u>(24)</u> 法 <u>第24条の2の2</u> の規	<u>(20)</u> 法 <u>第24条の 2</u> の規
定により、第二種動物取扱	定により、第二種動物取扱
業の届出を受理すること。	業の届出を受理すること。
<u>(25)</u> ~ <u>(50)</u> (略)	(21) \sim (46) (略)
<u>(51)</u> 条例第9条の規定によ	(47) 条例第9条の規定によ
り、同条において定めるも	り、同条において定めるも
のを法第21条第2項(法 <u>第</u>	のを法第21条第2項(法 <u>第</u>
<u>24条の4第1項</u> において準	<u>24条の4</u> において準
用する場合を含む。)に規	用する場合を含む。)に規
定する基準として、(16)に	定する基準として、(16)に
掲げる事務を処理するこ	掲げる事務を処理するこ
٤.	と。
59の3 動物の愛護及び管理に (略)	59の3 動物の愛護及び管理に (略)
関する法律(以下この項にお	関する法律(以下この項にお
いて「法」という。)及び動	いて「法」という。)及び動
物の愛護及び管理に関する法	物の愛護及び管理に関する法
律施行規則(以下この項にお	律施行規則(以下この項にお
いて「省令」という。)に基	いて「省令」という。)に基
づく次の事務	づく次の事務
(1) 法第25条第1項の規定	(新設)
により、必要な指導及び助	
言をすること。	
(2) 法第25条第2項の規定	(1) <u>(1)</u> 法 <u>第25条第1項</u> の規定
により、必要な措置をとる	により、必要な措置をとる
べきことを勧告すること。	べきことを勧告すること。
(3) 法 <u>第25条第3項</u> の規定	(2) 法 <u>第25条第2項</u> の規定
[により、その勧告に係る措	により、その勧告に係る措

改 正				
置をとるべきことを命ずる		\perp	置をとるべきことを命ずる	
			こと。	
(4) 法第25条第4項の規定			(3) 法第25条第3項の規定	
により、必要な措置をとる			により、必要な措置をとる	
べきことを命じ、及び勧告			べきことを命じ、及び勧告	
すること。			すること。	
			(新設)	
により、必要な事項に関し			(A/IBX)	
報告を求め、及び職員に動				
物の飼養又は保管に関係の				
ある場所に立ち入り、飼養				
<u>施設等を検査させること。</u> (6) (略)			(<u>4</u>) (略)	
(6) (哈) (哈) (60~103 (略)	(略)			(略)
			. , , , ,	
104 神奈川県動物の愛護及び			104 神奈川県動物の愛護及び	
管理に関する条例(以下この			管理に関する条例(以下この	
項において「条例」とい			項において「条例」とい	
う。)及び条例の施行のため			う。)及び条例の施行のため	
	にあっては左			にあっては左
(1)~(24) (略)	欄(4) <u>、(5)</u>		$(1)\sim(24)$ (略)	欄(4)
	及び(23) に掲			<u>及び(5)</u> に掲
	げる事務並び			げる事務並び
	に左欄(10)			に 左 欄(10)
	及び(13)に掲			及び(13)に掲
	げる事務のう			げる事務のう
	ち条例第10条			ち条例第10条
	第1項及び第			第1項及び第
	3項の規定に			3項の規定に
	より引き取っ			より引き取っ
	た動物に係る			た動物に係る
	ものを除き、			ものを除き、
	藤沢市及び茅			藤沢市及び茅
	ケ崎市にあっ			ケ崎市にあっ
	ては左欄(1)			ては左欄(1)
	から(7)ま			から(7)ま
	で、(9)から			で、(9)から
	(13)まで及び			(13)まで及び
	(15)から(24)			(15) から (24)
	までに掲げる			までに掲げる
	事務(左欄			事務(左欄
	(9)に掲げる			(9)に掲げる
	事務にあって			事務にあって
	は法第35条第			は法第35条第

改 正		現 行	
	3項の規定に		3項の規定に
	より引き取っ		より引き取っ
	た犬及び猫、		た犬及び猫、
	法第36条第2		法第36条第2
	項の規定によ		項の規定によ
	り収容した負		り収容した負
	傷動物等並び		傷動物等並び
	に条例第10条		に条例第10条
	第3項の規定		第3項の規定
	により引き取		により引き取
	った規則で定		った規則で定
	める動物に係		める動物に係
	るものに限		るものに限
	り、左欄(10)		り、左欄(10)
	に掲げる事務		に掲げる事務
	にあっては法		にあっては法
	第36条第2項		第36条第2項
	の規定により		の規定により
	収容した負傷		収容した負傷
	動物等及び動		動物等及び動
	物の死体に係		物の死体に係
	るものに限		るものに限
	り、左欄(13)		り、左欄(13)
	に掲げる事務		に掲げる事務
	にあっては法		にあっては法
	第36条第2項		第36条第2項
	の規定により		の規定により
	収容した負傷		収容した負傷
	動物等に係る		動物等に係る
	ものに限り、		ものに限り、
	左欄(15)に掲		左欄(15)に掲
	げる事務にあ		げる事務にあ
	っては第一種		っては第一種
	動物取扱業者		動物取扱業者
	及び第二種動		及び第二種動
	物取扱業者か		物取扱業者か
	らの届出並び		らの届出並び
	に特定動物に		に特定動物に
	係るものを除		係るものを除
	き、左欄		き、左欄
	(16)、(21)及		(16)、(21)及
	び(22)に掲げ		び(22)に掲げ
	る事務にあっ		る事務にあっ

改	正	現行
	ては第一種動	ては第一種動
	物取扱業者及	物取扱業者及
	び第二種動物	び第二種動物
	取扱業者並び	取扱業者並び
	に特定動物に	に特定動物に
	係るものを除	係るものを除
	き、左欄(17)	き、左欄(17)
	から(19)まで	から(19)まで
	に掲げる事務	に掲げる事務
	にあっては第	にあっては第
	一種動物取扱	一種動物取扱
	業者及び第二	業者及び第二
	種動物取扱業	種動物取扱業
	者に係るもの	者に係るもの
	を除く。)に	を除く。)に
	限り、横須賀	限り、横須賀
	市、藤沢市及	市、藤沢市及
	び茅ケ崎市以	び茅ケ崎市以
	外の市町村に	外の市町村に
	あっては左欄	あっては左欄
	(10) に掲げる	(10)に掲げる
	事務のうち、	事務のうち、
	法第36条第2	法第36条第2
	項の規定によ	項の規定によ
	り収容した動	り収容した動
	物の死体に係	物の死体に係
	るものに限	るものに限
	る。)	る。)
105~160 (略)	(略)	105~160 (略) (略)

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年神奈川県条例第35号)新旧対照表

- 第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守 しなければならない。
 - (1) 餌及び水を適正に与えること。
 - $(2) \sim (5)$ (略)

(飼養者の遵守事項)

- (6) 動物(法第25条の2に規定する特定動物 (以下「特定動物」という。)を除く。以下こ の号において同じ。) が繁殖して、自らが飼養 すること又は新たな飼養者を見つけること が困難と認められる場合は、当該動物に避妊 又は去勢手術等の措置を講じること。
- 第9条 法第12条第1項第4号に規定する第一 種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規 定する第二種動物取扱業者は、法第21条第1 項及び法第24条の4第1項において準用する 法第21条第1項に規定する基準のほか、別表 第1に定める基準を遵守しなければならない。

(動物愛護管理監視員)

- 第20条 知事は、法第37条の3第1項の規定に よる動物の愛護及び管理に関する事務又は前 条の規定による立入検査等その他の動物の愛 護及び管理に関する監視及び指導を行わせる ため、動物愛護管理監視員を置く。
- 2 動物愛護管理監視員は、職員のうちから獣医 師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的 な知識を有する者をもつて充て、知事が任命す る。
- 3 前項に定めるもののほか、動物愛護管理監視 員の資格その他動物愛護管理監視員に関し必 要な事項は、規則で定める。
- 4 動物愛護管理監視員は、第1項に規定する事 務又は立入検査等を行う場合には、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたと きは、これを提示しなければならない。
- (略)

別表第2 (第22条関係)

手数料徴収に	手数料の名称	金	額
係る事務			
1・2 (略)	(略)	(略)	
3 法第14条第1項	(略)	(略)	
<u>又は</u> 第2項の規定			
に基づく第一種動			
物取扱業の登録事			

(飼養者の遵守事項)

第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守 しなければならない。

行

- (1) えさ及び水を適正に与えること。
- $(2) \sim (5)$ (略)
- (6) 動物(法第26条第1項に規定する特定動 物(以下「特定動物」という。)を除く。以下 この号において同じ。) が繁殖して、自らが飼 養すること又は新たな飼養者を見つけるこ とが困難と認められる場合は、当該動物に避 妊又は去勢手術等の措置を講じること。
- 第9条 法第12条第1項第4号に規定する第一 種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規 定する第二種動物取扱業者は、法第21条第1 項及び法第24条の4において準用する同項に 規定する基準のほか、別表第1に定める基準を 遵守しなければならない。

(動物愛護監視員)

- 第20条 知事は、法第34条第1項の規定による 動物の愛護及び管理に関する事務又は前条の 規定による立入検査等その他の動物の愛護及 び管理に関する監視及び指導を行わせるため、 動物愛護監視員を置く。
- 2 動物愛護監視員は、職員のうちから獣医師等 動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知 識を有する者をもつて充て、知事が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、動物愛護監視員の 資格その他動物愛護監視員に関し必要な事項 は、規則で定める。
- 4 動物愛護監視員は、第1項に規定する事務又 は立入検査等を行う場合には、その身分を示す証 明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、こ れを提示しなければならない。

(略)

別表第2 (第22条関係)

手数料徴収に	手数料の名称	金	額			
係る事務						
1・2 (略)	(略)	(略)				
3 法第14条第1項	(略)	(略)				
<u>及び</u> 第2項の規定						
に基づく第一種動						
物取扱業の登録事						

改正				現	行	
項の変更		項の変更				
4~7 (略)	(略)	(略)	$4 \sim 7$ ()	略)	(略)	(略)
8 動物の愛護及び	特定動物の	16,720円	8 動物の	愛護及び	特定動物が	33,390円
管理に関する法律	飼養又は保		管理に関	する法律	交雑するこ	
等の一部を改正す	管の旧法許		等の一部	を改正す	<u>とにより生</u>	
る法律(令和元年	可の変更の		る法律の	施行に伴	じた動物の	
法律第39号)附則	許可申請手		う関係政	令の整備	飼養又は保	
第4条第1項の規	<u>数料</u>		及び経過:	措置に関	管の許可申	
定によりなおその			する政令	(令和元	請手数料	
<u>効力を有すること</u>			年政令第	152号)		
<u>とされる同法第1</u>			第3条第	2項の規		
条の規定による改			<u>定により</u>	その例に		
正前の法第28条第			よること	とされる		
1項の規定に基づ			動物の愛	護及び管		
く特定動物の飼養			理に関す			
又は保管の変更の			の一部を			
許可の申請に対す			法律(令)			
			律第39号			
			の規定に			
			後の法(.			
			項におい			
			法」とい			
			26条第 1			
			令第3条			
			規定によ			
			によるこ			
			る同条第			
			定により			
			られた新	,		
			第1項の			
			<u>づく特定</u>			
			雑するこ			
			生じた動			
			又は保管	-		
			申請に対	する審査		

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表

1400-7-1400-1400 - 00-1400 - 1400-1400-1400-14							
改 正		現 行					
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)					
1~103 (略)	(略)	1~103 (略)	(略)				
104 神奈川県動物の愛護及び管	(略)	104 神奈川県動物の愛護及び管	(略)				
理に関する条例(以下この項に		理に関する条例(以下この項に					
おいて「条例」という。) 及び条		おいて「条例」という。) 及び条					
例の施行のための規則に基づく		例の施行のための規則に基づく					
次の事務		次の事務					
(1)~(22) (略)		(1)~(22) (略)					
(23) 条例第20条第2項の規定		(23) 条例第20条第2項の規定					
により、動物愛護管理監視		により、 <u>動物愛護監視員</u> を					
<u>員</u> を任命すること。		任命すること。					

改 正		現 行	
(24) (略)		(24) (略)	
105~160 (略)	(略)	105~160 (略)	(略)

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)新旧対照表

改 IF.

(登録の申請)

第3条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図 を添付しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第6条第1項第2号に規定する浄化槽管 理士の免状の写し
 - (3) 第6条第1項第3号に規定する器具の明 細を記載した書類
 - (4) 第6条第2項に規定する研修の受講に係 る計画(同項において「研修計画」とい う。)を記載した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定め る書類及び図面

(登録の実施等)

- 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があ 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出が つたときは、次条及び第6条の規定により登録 を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1項各号に掲げる事項並びに第6条第1項第2 号に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が 交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並び に登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者 登録簿に登録しなければならない。
- 2 (略)

第6条 (略)

2 知事は、第3条第1項の申請に係る研修計画 の内容が正当な理由なく前項第2号に規定する 浄化槽管理士(浄化槽管理士が2人以上あると きは、その全員) にその資質の向上のための研 修として規則で定めるものを、当該申請に係る 登録の有効期間内に受講させることができない ものであると認めるときは、その登録を拒否し なければならない。

(変更の届出)

第9条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項第 第9条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項 4号に掲げる事項又は第6条第1項第3号に規 定する営業所に備える器具に変更があつたとき は、速やかに、その旨を知事に届け出なければ ならない。

(登録の取消し等)

- 第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号 第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各 のいずれかに該当するときは、その登録を取り 消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の 停止を命ずることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第6条第1項各号の基準のいずれかに適 合しなくなつたとき。

(登録の申請) 第3条 (略)

面を添付しなければならない。

行

- (1) (略)
- (2) 第6条第2号に規定する浄化槽管理士の 免状の写し
- (3) 第6条第3号に規定する器具の明細を記 載した書類

(新規)

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定め る書類及び図面

(登録の実施等)

- あつたときは、次条及び第6条の規定により 登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、 前条第1項各号に掲げる事項並びに第6条第 2号に規定する浄化槽管理士の氏名及びその 者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番 号並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守 点検業者登録簿に登録しなければならない。
- (略)

第6条 (略)

(新規)

(変更の届出)

第4号に掲げる事項又は第6条第3号に規定 する営業所に備える器具に変更があつたとき は、速やかに、その旨を知事に届け出なけれ ばならない。

(登録の取消し等)

- 号のいずれかに該当するときは、その登録を 取り消し、又は6月以内の期間を定めてその 事業の停止を命ずることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第6条各号の基準のいずれかに適合しな くなつたとき。

改正	現 行
(4) 正当な理由なく第6条第2項に規定する	(新規)
期間内に同条第1項第2号に規定する浄化槽	
管理士に同条第2項に規定する研修を受講さ	
せることができないことが明らかになつたと	
<u>き。</u>	
<u>(5)</u> 第8条第1項の変更の登録を受けないと	<u>(4)</u> 第8条第1項の <u>登録</u> を受けないとき。
き。	
(6) · (7) (略)	<u>(5)・(6)</u> (略)

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年神奈 川県条例第7号) 新旧対照表

改 正 小規模水道及び小規模貯水槽水道にお

ける安全で衛生的な飲料水の確保に関

小規模水道及び小規模受水槽水道にお

する条例

目次

第1章 第2章 (略)

第3章 小規模貯水槽水道 (第14条~第16条)

第4章~第6章 (略)

附則

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並び第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並び に小規模貯水槽水道の管理について、環境衛生上必 要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料 水の確保を図り、もって利用者の健康を保護すると ともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とす る。

(定義)

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水 道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易 専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供 する水道から供給を受ける水のみを水源とし、か つ、その水を受けるための水槽を有するものをい う。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する 特定建築物に供給するものを除く。

 $(4) \cdot (5)$ (略)

(水質検査)

いて、規則で定めるところにより、毎年1回以上定 期に、水質検査を行わなければならない。

2 · 3 (略)

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯第14条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受 水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めると ころにより、速やかにその旨を知事に届け出なけれ ばならない。

(変更又は廃止の届出)

第15条 <u>小規模貯水槽水道</u>の設置者は、前条の規定に<mark>第15条 小規模受水槽水道の設置者は、前条の規定</mark>に

ける安全で衛生的な飲料水の確保に関 する条例

目次

第1章・第2章 (略)

第3章 小規模受水槽水道(第14条~第16条)

第4章~第6章 (略)

附則

(目的)

に小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必 要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料 水の確保を図り、もって利用者の健康を保護すると ともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とす る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 $(1) \cdot (2)$ (略)

> (3) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水 道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易 専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供 する水道から供給を受ける水のみを水源とし、か つ、その水を受けるための水槽を有するものをい う。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する 特定建築物に供給するものを除く。

(4) • (5) (略)

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水につ第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水につ いて、1年以内ごとに1回、規則で定めるところに より、定期の水質検査を行わなければならない。

> 2 • 3 (略)

> > 第3章 小規模受水槽水道

(給水開始の届出)

水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めると ころにより、速やかにその旨を知事に届け出なけれ ばならない。

(変更又は廃止の届出)

より届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定より届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定 めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出 改 正 現 行

なければならない。小規模貯水槽水道を廃止したと きも、同様とする。

なければならない。小規模受水槽水道を廃止したと きも、同様とする。

(管理基準等)

- 準に従い、その水道を管理しなければならない。
 - (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
 - (2)(略)
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その 他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供 給する水に異常を認めたときは、規則で定めると ころにより水質検査を行うこと。
 - (略) (4)
- 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽2 水道の管理について、規則で定めるところにより 毎年1回以上定期に、知事の指定する者の検査を受 けなければならない。ただし、水道事業の用に供す る水道から水の供給を受けるために設けられる水 槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水 槽水道についてはこの限りでない。
- 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による3 検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、 検査を受けた日から起算して3年間、これを保存し なければならない。

(改善命令等)

第17条 (略)

 $2\sim4$

規定による管理基準に適合していないと認めると きは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対して、期 間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し 清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずるこ とができる。

(給水停止命令)

設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定に よる命令に従わない場合において、給水を継続させ ることが当該水道の利用者の健康を害すると認め るときは、その命令に係る事項を履行するまでの 間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずる ことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 (略)

2 知事は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保す2 知事は、小規模受水槽水道の管理の適正を確保す るために必要があると認めるときは、小規模貯水槽 水道の設置者から小規模貯水槽水道の管理につい て必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯

(管理基準等)

- 第16条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基第16条 小規模受水槽水道の設置者は、次に掲げる基 準に従い、その水道を管理しなければならない。
 - (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行 うこと。
 - (2)(略)
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味そ の他規則で定める事項に関する検査を随時行い、 供給する水に異常を認めたときは、規則で定める ところにより水質検査を行うこと。
 - (4)(略)
 - 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽 水道の管理について、規則で定めるところにより 1年以内ごとに1回、知事の指定する者の検査を受 けなければならない。ただし、水槽の有効容量が8 立方メートル以下の小規模受水槽水道については この限りでない。
 - 小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定による 検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、 検査を受けた日から起算して3年間、これを保存し なければならない。

(改善命令等)

第17条 (略)

 $2 \sim 4$

5 知事は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の5 知事は、小規模受水槽水道の管理が第16条第1項 の規定による管理基準に適合していないと認める ときは、当該小規模受水槽水道の設置者に対して、 期間を定めて、当該小規模受水槽水道の管理に関 し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を命ずる ことができる。

(給水停止命令)

第18条 知事は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の|第18条 知事は、小規模水道又は小規模受水槽水道の 設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定に よる命令に従わない場合において、給水を継続させ ることが当該水道の利用者の健康を害すると認め るときは、その命令に係る事項を履行するまでの 間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずる ことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 (略)

るために必要があると認めるときは、小規模受水槽 水道の設置者から小規模受水槽水道の管理につい て必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模受

改 正 現 行

水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 • 4 (略)

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、 小規模水道又は小規模貯水槽水道の所有権その他 施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を 承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内 に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届 け出なければならない。 水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 • 4 (略)

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、 小規模水道又は小規模受水槽水道の所有権その他 施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を 承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内 に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届 け出なければならない。 6 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例関連の新旧対照表

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成 12 年神奈川県条例第 8 号)新旧対照表

改

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233 号) 第51条の規定に基づく営業の施設基準その他食 品衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

(削除)

(営業の施設基準)

第2条 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が 著しい営業であって、食品衛生法施行令(昭和28 年政令第229号。以下「政令」という。) で定める ものの施設基準は、別表第1のとおりとする。ただ し、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障が ないと認められる場合は、この限りでない。

(営業の報告等)

第3条 (略)

(1)~(6) (略)

(7) 食品添加物(食品衛生法(以下「法」という。) 第13条第1項の規定により規格が定められたも のを除く。)の製造業

 $(8) \sim (12)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第4条 (略)

(手数料の徴収)

- に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収 に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収 する。この場合において、当該手数料の金額は、1 件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
- 項から37の項までに掲げる営業の許可につき、現に 営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者が、当 該営業許可の有効期間(有効期間が5月を超える場 合に限る。) 満了に際し引き続き同一の営業の許可 を受けようとする場合の手数料の金額は、それぞれ 同表の右欄に掲げる額の半額とする。
- |3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の左欄中4|3 第1項の規定にかかわらず、別表第4の左欄中4|

号) 第50条第2項及び第51条の規定に基づく営業に 係る公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業の施 設基準その他食品衛生に関し必要な事項を定める ものとする。

行

(営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準)

第2条 営業の施設(自動販売機を利用して行う営業 にあっては、自動販売機を設置する場所(以下「設 置場所」という。)をいう。以下「施設」という。) の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公 衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分 析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で 重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生 するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う 衛生管理の方式をいう。以下同じ。) を用いて衛生 管理を行う場合にあっては別表第1、危害分析・重 要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合にあ っては別表第2のとおりとする。

(営業の施設基準)

第3条 飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が 著しい営業であって、食品衛生法施行令(昭和28 年政令第229号。以下「政令」という。) で定める ものの施設基準は、別表第3のとおりとする。ただ し、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障が ないと認められる場合は、この限りでない。

(営業の報告等)

第4条 (略)

(1)~(6) (略)

(7) 食品添加物(食品衛生法(以下「法」という。) 第11条第1項の規定により規格が定められたも のを除く。)の製造業

(8) \sim (12) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

第5条 (略)

(手数料の徴収)

- 第5条 知事は、別表第2の左欄に掲げる事務の区分第6条 知事は、別表第4の左欄に掲げる事務の区分 する。この場合において、当該手数料の金額は、1 件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄中4の2 前項の規定にかかわらず、別表第4の左欄中4の 項から37の項までに掲げる営業の許可につき、現に 営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者が、当 該営業許可の有効期間(有効期間が5月を超える場 合に限る。) 満了に際し引き続き同一の営業の許可 を受けようとする場合の手数料の金額は、それぞれ 同表の右欄に掲げる額の半額とする。

改 正

の項から37の項までに掲げる営業の許可のうち、営 業の許可を受けようとする者が、5月を超えない期 間を付して申請する場合の手数料の金額は、それぞ れ同表の右欄に掲げる額の半額とする。

(適用除外)

第6条 第3条及び第4条の規定は、横浜市、川崎市、|第7条 第2条の規定は横浜市、川崎市、相模原市及 相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町の 区域においては、適用しない。

第7条 (略)

(削除)

現 行

の項から37の項までに掲げる営業の許可のうち、営 業の許可を受けようとする者が、5月を超えない期 間を付して申請する場合の手数料の金額は、それぞ れ同表の右欄に掲げる額の半額とする。

(適用除外)

び横須賀市の区域において、第4条及び第5条の規 定は横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、 茅ケ崎市及び寒川町の区域においては、適用しな

第8条 (略)

別表第1(第2条関係)

- 1 食品衛生責任者
 - (1) 営業者(政令第35条に規定する営業を営む者 に限る。以下この項及び別表第2の1の項におい て同じ。) は、施設又は営業の部門ごとに食品衛 生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」とい う。)を置くこと。
 - (2) 営業者は、従事者のうちから食品衛生責任者 を定め、又は自ら食品衛生責任者となること。
 - (3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に 当たるものとすること。ただし、食品衛生管理者 が管理する事項にあっては、この限りでない。
 - (4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に 関し不備又は不適当な事項を発見したときは、営 業者にその改善を進言すること。
 - (5) (4)の進言があったときは、営業者は、速やか に当該事項を検討し、必要な措置を講ずること
 - (6) 食品衛生責任者は、保健福祉事務所長若しく は藤沢市若しくは茅ケ崎市が設置する保健所の 長又は公共的団体の行う食品衛生に関する講習 会を受講すること。
- 2 管理運営要領
 - (1) 営業者は、施設並びに食品、添加物、器具及 び容器包装(以下「食品等」という。)の取扱い に係る衛生上の管理運営に関する要領(以下「管 理運営要領」という。)を作成し、従事者に周知 徹底させること。
 - (2) 営業者は、定期的に管理運営要領を検証し 必要に応じ管理運営要領の変更を行うこと。
- 3 従事者の衛生教育
 - (1) 営業者又は食品衛生責任者は、従事者由来の 食中毒病因微生物による汚染が防止され、及び食 品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行わ れるよう従事者の衛生教育に努めること。
 - (2) 営業者は、保健福祉事務所長、藤沢市又は茅 ケ崎市が設置する保健所の長その他の者が行う 食品衛生に関する講習会等に従事者を出席させ るよう努めること。
- 4 従事者の衛生管理

改正	現行
	(1) 営業者は、食品衛生上必要な健康状態の把握
	に留意し、必要に応じて健康診断を受けさせる
	等、従事者の健康管理を行うこと。
	(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	くは茅ケ崎市が設置する保健所の長から検便を 受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検
	変りるべき目の指示があったとさは、促争者に使 便を受けさせること。
	<u> </u>
	(1) 施設及びその周囲は、衛生上支障がないよう
	に清潔に保ち、排水がよく行われるよう管理する
	<u>د المجارة الم</u>
	(2) 食品等を取り扱う室(以下「食品等取扱室」
	という。)は、常に清潔に保ち、採光、照明及び
	換気を十分にすること。
	(3) 食品等を取り扱う設備は、常に点検整備し、
	衛生的に保つよう管理すること。
	(4) 給水設備は、常に飲用に適する水が供給され
	<u>るよう管理すること。</u>
	(5) 廃棄物及び排水は、適正な方法で処理するこ
	(6) 食品等は、当該食品等に適した状態及び方法
	で衛生的に製造し、加工し、調理し、保存し、運搬し、陳列し、又は販売すること。
	搬し、陳列し、又は販売すること。 (7) 取り扱う食品等の量は、施設の規模、設備の
	能力、人的構成等に応じた適正な量とすること。
	6 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生措置
	(1) 食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の営
	業者の取り扱う食品等についての知識及び専門
	的な技術を有する者により構成される班を編成
	<u>すること。</u>
	(2) 営業者の取り扱う食品等の安全性に関する必
	要な事項が記載された製品説明書及び当該食品
	等の製造、加工、調理、販売等の全ての工程が記
	載された工程一覧図を作成すること。
	(3) (2)の工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定
	<u>囚となる物質を列挙し、厄苦力値を美施して特定</u> された危害の原因となる物質を管理すること。
	7 記録の作成及び保存
	(1) 営業者は、その取り扱う食品等の仕入先、製
	造、加工、調理、販売等の過程における状態及び
	販売先に関する記録を作成し、これを保存するよ
	う努めること。
	(2) 営業者は、前項(3)の危害の原因となる物質の
	管理に関する記録を作成し、これを保存するこ
	<u> </u>
	8 食品等の回収 (1) ※※※※※・ (2) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6
	(1) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	くは茅ケ崎市が設置する保健所の長から食品等
	の回収の命令があった場合において当該回収を 適味かつ迅速に行うことができるよう。 半該回収
	適確かつ迅速に行うことができるよう、当該回収の方法を定めること
	<u>の方法を定めること。</u>

改正	現 行
	(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	くは茅ケ崎市が設置する保健所の長の命令によ
	り食品等の回収をしたときは、回収後、当該食品
	等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に
	行うことができるよう、当該食品等をそれ以外の
	食品等と明確に区別して保管すること。
	9 情報の提供
	(1) 営業者は、その取り扱う食品等により消費者
	の健康被害が発生するおそれがあることを知っ
	たときは、消費者に対して、当該食品等の名称、
	製造又は加工の年月日、販売先、販売の年月日等
	当該食品等に起因する消費者の健康被害の発生
	を防止するために必要な情報の提供を行うよう
	努めること。
	(2) 営業者は、その取り扱う食品等に起因する消
	に起因し、又はその疑いがあると診断されたもの
	に限る。)の発生又はその取り扱う食品等が法に
	違反するものであることを知ったときは、保健福
	祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ケ崎市が設置
	する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等
	に係る情報の提供を行うこと。
	(3) 営業者は、その取り扱う食品等に係る異味又
	は異臭の発生、異物の混入その他の食品衛生上の
	問題があることを知った場合であって、消費者の
	健康被害につながるおそれが否定できないとき
	は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ケ崎
	市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当
	該食品等に係る情報の提供を行うこと。
(削除)	別表第2(第2条関係)
	1 食品衛生責任者
	(1) 営業者は、施設又は営業の部門ごとに食品衛
	生責任者を置くこと。
	(2) 営業者は、従事者のうちから食品衛生責任者
	を定め、又は自ら食品衛生責任者となること。
	(3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に
	ー ー ー 当たるものとすること。ただし、食品衛生管理者
	が管理する事項にあっては、この限りでない。
	(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の管理運営に
	関し不備又は不適当な事項を発見したときは、営
	業者にその改善を進言すること。
	(5) (4)の進言があったときは、営業者は、速やか
	に当該事項を検討し、必要な措置を講ずること。
	(6) 食品衛生責任者は、保健福祉事務所長若しく
	は藤沢市若しくは茅ケ崎市が設置する保健所の
	長又は公共的団体の行う食品衛生に関する講習
	会を受講すること。
	2 管理運営要領
	(1) 営業者は、管理運営要領を作成し、従事者に
	周知徹底させること。
	(2) 営業者は、定期的に管理運営要領を検証し、

改正	現 行
	必要に応じ管理運営要領の変更を行うこと。
	3 従事者の衛生教育
	(1) 営業者又は食品衛生責任者は、従事者由来の
	食中毒病因微生物による汚染が防止され、及び食
	品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行わ
	れるよう従事者の衛生教育に努めること。
	(2) 営業者は、保健福祉事務所長、藤沢市又は茅
	ケ崎市が設置する保健所の長その他の者が行う
	食品衛生に関する講習会等に従事者を出席させ
	<u>るよう努めること。</u> 4 従事者の衛生管理
	4 <u>従事者の衛生管理</u> (1) 営業者は、食品衛生上必要な健康状態の把握
	に留意し、必要に応じて健康診断を受けさせる
	等、従事者の健康管理を行うこと。
	(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	くは茅ケ崎市が設置する保健所の長から検便を
	受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検
	便を受けさせること。
	5 衛生措置
	(1) 施設及びその周囲は、衛生上支障がないよう
	に清潔に保ち、排水がよく行われるよう管理する
	こと。
	 (2) 食品等取扱室は、常に清潔に保ち、採光、照
	明及び換気を十分にすること。
	(3) 食品等を取り扱う設備は、常に点検整備し、
	衛生的に保つよう管理すること。
	(4) 給水設備は、常に飲用に適する水が供給され
	<u>るよう管理すること。</u>
	(5) 廃棄物及び排水は、適正な方法で処理するこ
	<u> </u>
	(6) 食品等は、当該食品等に適した状態及び方法
	で衛生的に製造し、加工し、調理し、保存し、運
	搬し、陳列し、又は販売すること。
	(7) 取り扱う食品等の量は、施設の規模、設備の
	能力、人的構成等に応じた適正な量とすること。 6 記録の作成及び保存
	6 記録の作成及び保存 営業者は、その取り扱う食品等の仕入先、製造、
	加工、調理、販売等の過程における状態及び販売先
	に関する記録を作成し、これを保存するよう努める
	<u> </u>
	7 食品等の回収
	(1) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	くは茅ケ崎市が設置する保健所の長から食品等
	の回収の命令があった場合において当該回収を
	適確かつ迅速に行うことができるよう、当該回収
	の方法を定めること。
	(2) 営業者は、保健福祉事務所長又は藤沢市若し
	り食品等の回収をしたときは、回収後、当該食品

等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に 行うことができるよう、当該食品等をそれ以外の 改 正 現 行

食品等と明確に区別して保管すること。

- 8 情報の提供
 - (1) 営業者は、その取り扱う食品等により消費者 の健康被害が発生するおそれがあることを知っ たときは、消費者に対して、当該食品等の名称 製造又は加工の年月日、販売先、販売の年月日等 当該食品等に起因する消費者の健康被害の発生 を防止するために必要な情報の提供を行うよう 努めること。
 - (2) 営業者は、その取り扱う食品等に起因する消 費者の健康被害(医師の診察の結果、当該食品等 に起因し、又はその疑いがあると診断されたもの に限る。) の発生又はその取り扱う食品等が法に 違反するものであることを知ったときは、保健福 祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ケ崎市が設置 する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等 に係る情報の提供を行うこと。
 - (3) 営業者は、その取り扱う食品等に係る異味又 は異臭の発生、異物の混入その他の食品衛生上の 問題があることを知った場合であって、消費者の 健康被害につながるおそれが否定できないとき 該食品等に係る情報の提供を行うこと。

別表第3(第3条関係)

- は、保健福祉事務所長又は藤沢市若しくは茅ケ崎 市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。) 及び自動販売機を利用して行う営業を除く営業
 - (1) 共涌基準

ア・イ (略)

ウ 食品等取扱室(飲食店営業及び喫茶店営業の 場合は、調理室に限る。)は、次のとおりであ ること。

(ア)~(ケ) (略)

エ~ク (略)

(2)~(25) (略)

(26) しょう油製造業

施設には、原料保存室、製造室及び製品保存室 が設けられていること。

(27)~(31) (略)

(32) 総菜製造業

ア総菜製造業

施設には、原料保存室、原料処理室、製造室 及び製品保存室が設けられていること。

イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合の総 菜製造業

 $(\mathcal{P}) \sim (\mathcal{F})$ (略)

(33) • (34) (略)

- (略)
- 自動販売機を利用して行う営業

別表第1(第2条関係)

- 1 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)]1 第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。) 及び自動販売機を利用して行う営業を除く営業
 - (1) 共涌基準

ア・イ (略)

ウ食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食 品等」という。)を取り扱う室(飲食店営業及 び喫茶店営業の場合は、調理室に限る。)は、 次のとおりであること。

(ア)~(ケ) (略)

エ~ク (略)

(2)~(25) (略)

(26) しょうゆ製造業

施設には、原料保存室、製造室及び製品保存室 が設けられていること。

(27)~(31) (略)

(32) そうざい製造業

ア そうざい製造業

施設には、原料保存室、原料処理室、製造室 及び製品保存室が設けられていること。

イ 生食用食肉の加工又は調理を行う場合のそ うざい製造業

(ア)~(キ) (略)

(33) • (34) (略)

2 (略)

|3 自動販売機を利用して行う営業

 改 正
 現 行

(1) 共通基準

<u>自動販売機を設置する場所</u>は、次のとおりであること。

ア~エ (略)

(2) 飲食店営業、喫茶店営業及び氷雪製造業 ア <u>自動販売機を設置する場所</u>には、使用に便利 な位置に流水式洗浄設備が設けられているこ と。

イ (略)

(3) (略)

別表第2 (第5条関係)

(1) 共通基準 <u>設置場所</u>は、次のとおりであること。

ア〜エ (略)

(2) 飲食店営業、喫茶店営業及び氷雪製造業 ア <u>設置場所</u>には、使用に便利な位置に流水式洗 浄設備が設けられていること。

イ (略)

(3) (略)

別表第4(第6条関係)

別表第2(第5条関係)		<u> 別表第4(第6条関係)</u>			
手数料徴収に	手数料の名称	金額	手数料徴収に	手数料の名称	金額
係る事務			係る事務		
1~28 (略)	(略)	(略)	1~28 (略)	(略)	(略)
29 法第52条	しょうゆ製造業	1万6,060円	29 法第52条	しょう油製造業	1万6,060円
第1項の規定	許可申請手数料		第1項の規定	許可申請手数料	
に基づく <u>しょ</u>			に基づく <u>しょ</u>		
うゆ製造業の			う油製造業の		
許可の申請に			許可の申請に		
対する審査			対する審査		
30~33 (略)	(略)	(略)	30~33 (略)	(略)	(略)
34 法第52条	<u>麺類製造業許可</u>	1万4,060円	34 法第52条	めん類製造業許	1万4,060円
第1項の規定	申請手数料		第1項の規定	可申請手数料	
に基づく <u>麺類</u>			に基づく <u>めん</u>		
製造業の許可			類製造業の許		
の申請に対す			可の申請に対		
る審査			する審査		
35 法第52条	そうざい製造業	2万1,060円	35 法第52条	総菜製造業許可	2万1,060円
第1項の規定	許可申請手数料		第1項の規定	申請手数料	
に基づく <u>そう</u>			に基づく <u>総菜</u>		
ざい製造業の			製造業の許可		
許可の申請に			の申請に対す		
対する審査			る審査		
36・37 (略)	(略)	(略)	36・37 (略)	(略)	(略)

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表

改 正		現行	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
1~105 (略)	(略)	1~105 (略)	(略)
(削除)		106 食品衛生法に基づく営業の 施設基準等に関する条例(平成 12年神奈川県条例第8号)の施 行に係る事務のうち、規則に基 づく事務で別に規則で定めるも の	藤沢市及 び茅ケ崎 市
107~160 (略)	(略)	107~160 (略)	(略)